

## 新潟市市民活動支援センター内飲料自動販売機設置業者の募集要領

### 1. 目的

この要領は、新潟市市民活動支援センター内において、主に施設利用者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合せにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の事項を承知のうえ、お申込みください。

### 2. 貸付物件

仕様書のとおり

### 3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

### 4. 貸付（設置）場所・貸付面積

新潟市中央区西堀前通6番町894番地1 西堀6番館ビル3階  
新潟市市民活動支援センター 2.00㎡（自動販売機位置図参照）

### 5. 貸付期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日（5年間・更新なし）までとします。

### 6. 設置業者の応募資格の要件

「入札参加資格者名簿」に登録された者または直近の更新で登録する者

### 7. 応募方法（公募型見積合せの実施）

#### （1）参加方法及び提出書類

参加希望の方は、以下の書類を記入、押印のうえ、見積書提出受付場所に直接ご提出ください。

①貸付料提案書（以下「見積書」という。）

②販売予定商品のリスト

郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

なお、見積書提出後に設置予定業者が決定した時点で、その設置予定業者に、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」の提出を求めます。

（2）見積書提出期限 令和5年6月5日（月曜日）午後5時00分まで

（3）受付期間 公募の日から見積提出期限の日の午前8時30分から午後5時00分まで

(土・日曜日及び祝日を除く)

(4) 見積書提出場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市市民生活部市民協働課

電話：025-226-1102

(5) 見積書提出にあたっての留意事項

- ① 見積金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記載してください。  
貸付単価に1円未満の端数があるときは、切り捨てないでください。
- ② 建物内に設置する自動販売機については、貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費税を加算します。
- ③ 見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。
- ④ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ⑤ 見積書の返却は行いません。

8. 見積合せの注意事項

- (1) 業務履行が困難と判断できる高額な貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (2) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。
- (3) 設置機械は、新品もしくは未使用品とします。既設置者が落札した場合であっても、既存の自動販売機は撤去していただきます。

9. 設置予定業者の決定

- (1) 設置予定業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。選定されなかった方には通知しませんので、「新潟市ホームページ」をご覧ください。
- (2) 同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に、当該見積者にくじを引かせて設置業者を決定します。

10. 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき
- (2) 応募の書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

1 1. 設置予定業者の決定が取り消された場合／設置予定業者が辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い評価を得た者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができるものとします。また、貸付料は、次に高い評価を得た者が公募手続きで提示した額とします。